**クリーニング所開設届の提出から営業開始までの流れ**

●届出後、保健所による検査・確認を受け、保健所による確認済み証の交付を受けた後から、営業を開始することができます。（営業開始にあたっては確認済み証を施設の見やすい場所に掲示してください）

●確認済みの証の交付までには、一定期間が必要です。オープンまでに余裕をもって届出をお願いします。

●計画された時点で、施設図面等を保健所窓口へ持参し、施設基準に合致するか否かについて、事前相談されることをお勧めします。（事前相談は随時受付けています。不明な点は保健所へお問い合わせください。）

●内装工事の完成時期に目途が立てば、届出時期となります。

保健所

営業者

　　　　　**営業開始**（確認済み証を施設の見やすい場所に掲示してください）

（事前相談受付）

**●窓口受付**

・書類確認

・施設設備の詳細確認

・検査・確認日の日程調整

（検査・確認日は、届出受付時点から１週間以内を目安に、都合を調整します。）

・手数料の納入（現金）

・確認済みの証の交付時の連絡先等の確認

**●事務手続き（届出要件の確認）**

・クリーニング業法第３条、大阪府クリーニング業法施行条例第３条の図面上の確認

・クリーニング業法第５条の届出書類の確認

（不備や補正がなかった場合）

**●事務手続き（確認済みの証作成）**

・検査・確認結果の審査　等

**●クリーニング所確認済みの証の発行・交付の連絡**

・事前にお伺いした連絡先へ、連絡します。

【標準処理期間】

検査・確認日から十日

（必要に応じて事前相談）

**●営業所所在地を管轄する保健所へ届出**

【申請に必要なもの】

※別紙「クリーニング所を開設される方へ」をご参照ください。

**●クリーニング所検査・確認の立ち会い**

営業者立ち会いのもと、施設設備、衛生管理の方法等の確認

※現地確認する日までに施設設備等が整っている必要があります。

**●クリーニング所確認済みの証の受取り**

・保健所窓口で受取り

※郵送交付を希望される場合は、事前に、管轄の保健所に御確認ください。